

**e-ASIA Joint Research Program (the e-ASIA JRP)  
Japanese-Vietnamese-Filipino Research Cooperation in the field of  
“Infectious Diseases”**

**The 2<sup>nd</sup> Pilot Joint Call for Proposals to be submitted by 15<sup>th</sup> APRIL 2013**

### **I. General Description**

#### **I-1. New Scheme for Joint Funding of Japanese-Vietnamese-Filipino Research Cooperation**

Based on the MOU, Japan Science and Technology Agency (hereinafter referred to as “JST”), Ministry of Science and Technology of Vietnam (hereinafter referred to as “MOST”) and Department of Science and Technology of the Philippines (hereinafter referred to as “DOST”), hereinafter singularly referred to as a “Party” and plurally as “Parties”, have agreed to establish a new scheme for joint funding of Japanese-Vietnamese-Filipino cooperative activities. After consultations among the Parties, “**Infectious Diseases**” has been selected as the field of research in the e-ASIA Joint Research Program (hereinafter referred to as the “e-ASIA JRP”).

#### **I-2. Aim of Joint Call and Research Field**

By strengthening multilateral collaboration among Japanese, Vietnamese and Filipino researchers in the field of Infectious Diseases, the aim of the Joint Call is to pursue state-of-the-art technologies and solutions to issues common across the region, towards realization of an innovative and robust economy and society in Asia.

#### **I-3. Invitation of Proposals and Prospective Applicants**

The Parties shall invite researchers from their countries to submit joint proposals for cooperative research projects in the field of Infectious Diseases, concentrating on vaccine development, drug-resistance and epidemiology of the following prioritized diseases:

- Dengue Fever (including early-warning systems thereof)
- Malaria
- Influenza
- Tuberculosis
- Leptospirosis

All applicants must fulfil their respective national eligibility rules for research grant application. Researchers from industry may participate in the joint collaboration in accordance with national eligibility rules. On the Japanese side, researchers from industry may apply for the joint call.

#### I-4. Financial Support

The Parties plan to support cooperative activities including sending and inviting researchers to the counterpart countries. In principle, JST will support expenses for Japanese researchers, MOST will support expenses for Vietnamese researchers and DOST will support expenses for Filipino researchers.

### II. Support by JST/MOST/DOST

It is anticipated that one or two trilateral projects will be funded per call.

#### II-1. JST

##### II-1.1. Budget for Cooperative Research Projects

The budget for a project may differ each year, depending on the content of activities, but the total budget for the Japanese researcher over a full 3-year period (i.e. 36 months) should be 19.5 million Japanese Yen to approximately 36 million Japanese Yen (including overhead expenses).

According to the budgetary limitations for this program, the amounts will be adjusted each year.

##### II-1.2. Cooperative Research Period

The duration of a cooperative research project will be three years (36 months) in total from the start date.

#### II-1.3. Details of Support

This program is designed to support additional expenses related to cooperation with Filipino and Vietnamese counterparts for a Japanese researcher, such as expenses for travel and/or conducting seminars/symposia. A precondition for applying to this Joint Call is that the main research infrastructure is already ensured by each research group.

#### II-1.4. Funded expenses

Funding provided within this call is intended to enhance the capacity of the applicants to collaborate. Funding will therefore be provided mainly in support of collaborative activities and may include some of the local research that is necessary for the collaboration.

##### (1) Travel expenses

In principle, travel expenses should be based on the rules of the institution to which the Principal Investigator (hereinafter referred to as the PI) belongs.

##### (2) Expenses for holding symposia, seminars and meetings

##### (3) Expenses for facilities, equipment and consumables

##### (4) Expenses for personnel

Stipend or salary for a PhD student, or salary for a post-doctoral fellow.

##### (5) Others

Expenses for creating software, renting or leasing equipment, transporting equipment, etc.

##### (6) Overhead expenses

Overhead expenses should be, in principle, 30% of direct costs comprised of

(1) to (5) above.

##### (7) Expenses not covered/funded in the program

No expenses stated below will be covered under this program:

1) Expenses related to acquiring real estate or constructing buildings or other facilities

2) Expenses related to procurement of major equipment

3) Expenses related to dealing with accidents or disasters which occur during

cooperative research periods

- 4) Other expenses unrelated to implementation of this cooperative research project

#### II-1.5. Contract between Applicant and JST

Support will be implemented according to a contract for commissioned research entered between JST and a university or research institute, or similar (hereinafter referred to as the “institution”).

The contract for commissioned research will be renewed each year over the cooperative research period.

Since the contract is agreed on condition that all administrative procedures related to this project be handled within the institution, the PI should consult with the department in charge at his/her institution.

As for the contract between the Japanese institution and JST, it stipulates that Article 19 of the Industrial Technology Enhancement ACT (Japanese version of the Bayh-Dole Act) and the Article 25 of the ACT on Protection of the Creation, Protection and Exploitation of Content (tentative translation) will be applied to all intellectual property rights belonging to the Japanese institution generated as a result of this project, and that these can be the properties of the institution with which the PI is affiliated.

### II-2. MOST

#### II-2.1. Budget for Cooperative Research Projects

Despite expenditure of a project may differ in each year, depending on the content of activities, the total budget for the Vietnamese researcher over a full 3-year period (i.e., 36 months) should not exceed 350,000 United States Dollars in principle.

#### II-2.2. Cooperative Research Period

The duration of a cooperative research project will be three years (36 months) in total from the start date.

#### II-2.3. Details of Support

This program is designed to support cooperative research activities with Filipino and Japanese counterparts for a Vietnamese researcher, such as expenses for travel and/or conducting seminars/symposia. A precondition for applying to this Joint Call is that the main research infrastructure is already ensured by each research group.

#### II-2.4. Funded expenses

Funding provided within this call is intended to enhance the capacity of the applicants to collaborate. Funding will therefore be provided mainly in support of transportation to enable collaboration, and of local research endeavours that are necessary for collaboration.

All budget items must conform to the rules and regulations issued by of MOST.

#### II-2.5. Contract between Applicant and MOST

The contract between Vietnamese Institution and MOST will be implemented according to a contract for commissioned research entered among MOST, the PI, the Institution and the Line Agency of the Institution.

The contract is concluded on condition that all administrative procedures related to the project shall be handled within the Institution.

Matters related to intellectual property are handled in accordance with laws and State regulations which are presently enacted in Vietnam.

### II-3. DOST

#### II-3.1. Budget for Cooperative Research Projects

The budget for a project may differ each year, depending on the nature and number of activities to be undertaken, but the total budget for the Filipino researcher group over a full 3-year period (i.e. 36 months) should not exceed 350,000United States Dollars in principle.

#### II-3.2. Cooperative Research Period

The duration of a cooperative research project will be three years (36 months) in

total from the start date.

#### II-3.3. Details of Support

This program is designed to support cooperation with Vietnamese and Japanese counterparts for a Filipino researcher, such as expenses for travel and/or conducting seminars/symposia. A precondition for applying to this Joint Call is that the main research infrastructure is already ensured by each research group.

#### II-3.4. Funded Expenses

Funding provided within this call is intended to enhance the capacity of the applicants to collaborate. Funding will therefore be provided mainly in support of transportation to enable collaboration and, of local research endeavours that are necessary for collaboration.

All budget items must conform to the rules and regulations issued by DOST.

#### II-3.5. Contract between Applicant and DOST

DOST and the Philippine Institution to which the Filipino PI belongs shall enter into a Memorandum of Agreement for the implementation of the project. The Filipino PI shall be the one primarily responsible for all project activities in the Philippines.

Matters related to intellectual property resulting from a project shall be governed by the provisions of the Philippine Technology Transfer Act of 2009 and other related rules and regulations.

#### II-4. Contract among Researchers

A contract for cooperative research shall be made for implementing actual research collaboration. The contract for cooperative research shall include conclusions of discussions among Parties which are entitled to intellectual property arising as a result of research collaboration, and Institutions concerned, on the issues regarding treatments of research information brought by researchers involved for the implementation of research collaboration, of

research achievements as a result of research collaboration and of intellectual properties with among the concerned parties.

The agreement so concluded shall be reported to the Parties.

### **III. Application**

A common application including researchers from three countries shall be submitted to each of the Parties in parallel. The application shall be written in English. For the Japanese applicants, project titles and a summary of the project shall also be submitted in Japanese.

The application shall include:

- a) Project description including how collaboration will be carried out, with clear statements of what roles Japanese, Vietnamese and Filipino researchers will play respectively in the project;
- b) Description on the expected outcome of the proposed project, scientifically as well as in terms of its relevance for the industry and society;
- c) Description on the ongoing activities and specific advantages of each group respectively, which form the basis for the proposed joint project;
- d) Description on the expected value added from the proposed joint project, including how the competence, technology and other resources in each group complement each other;
- e) Description of how the project is expected to help strengthen multilateral research collaboration over the longer term;
- f) Description on the expected value added from the multidisciplinary approach in the proposed joint project; and
- g) Description on how the proposed joint project interacts with or impacts on other comparable activities worldwide.

#### **III -1. Application Forms**

For Japanese researchers applying to JST, the following application forms

shall be prepared in English ("E") and partially in Japanese when indicated as "J".

- Form 1J/E Application outline (title of cooperative research project, names of PIs, cooperative research period)
- Form 2J/E Summary of the Project
- Form 3E Information on PIs (their CVs\*)
- Form 4E List of individuals committed to the cooperative research project in the Philippines, Vietnam and Japan
- Form 5E Description of the cooperative research project including the points stated above -*maximum of 6 pages*- (including funds provided from other sources that support the existing on-going activities)
- Form 6E Research Networking Plan
- Form 7 E Papers and other publications by the Japanese-side PI in the past 5 years
- Form 8 E Papers and other publications by Vietnamese-side PI in the past 5 years
- Form 9 E Papers and other publications by Filipino-side PI in the past 5 years
- Form 10E Budget plan for the project

For the Vietnamese researcher applying to MOST, Form PL-DX 01 issued by MOST for Research projects implemented under Protocol/MoU/Agreement with International partners should be prepared in Vietnamese and above-mentioned Forms: 1 E, 2 E, 3 E, 4 E, 5E, 6 E, 7 E, 8E, 9 E and 10E in English.

For the Filipino researchers applying to DOST, the project proposal shall be prepared in English in accordance with the form specified by DOST.

\* *The description shall include short Curriculum Vitae (CV) from Japanese, Vietnamese and Filipino PIs, which include basic information on education, past and present positions and membership of relevant organizations/associations. Each description should not be more than 1 page of A4.*

### III-2. Preparation of Application Forms

Applicants should fill in the particulars in all the application forms listed in III-1 above.

### III-3. Submission of Application Forms by Filipino, Vietnamese and Japanese Applicants

Japanese applicants should send their application forms to JST by 17:00 (Japanese Standard Time) by **15<sup>th</sup> APRIL 2013**, through the on line application system (<http://www.e-rad.go.jp/index.html>).

Vietnamese applicants should send their application forms to Department of International Cooperation, Ministry of Science and Technology by the end of **15<sup>th</sup> APRIL 2013**.

Filipino applicants should send their application forms to DOST at the Office of the Undersecretary for Research and Development by the end of **30<sup>th</sup> APRIL 2013**.

## IV. Evaluation of Project Proposals

### IV-1. Evaluation Procedure

A Review Panel specializing in the field of Infectious Diseases, consisting of one expert from each country represented will evaluate all proposals.

Based on the results of the evaluation, a decision will be made at the Board Meeting of the e-ASIA JRP regarding which proposals to select for funding.

### IV-2. Evaluation Criteria

The following general evaluation criteria will apply to each application:

(1) Conformity with Program Aims and Designated Research Fields

The proposed activity shall conform to the aims and the designated research

fields of the program. In addition, the applicants shall have the enough research infrastructures to pursue the proposed activity.

**(2) Capability of PIs and Current Research Activities**

The PIs in all countries shall have the vision and the experience (or the potential, for younger researchers) to reach the project goals during the period of support.

**(3) Effectiveness and Synergy of the Joint Research Activity**

The proposed research activity shall be advanced, novel and internationally highly evaluated. The activity shall have a significant impact on the science and technology development or shall contribute to solve the internationally common issues. The activity shall create the innovative technological seeds to trigger the new industrial capabilities in the future.

Activities producing synergistic effects from the collaboration are especially desirable. For example, activities which can leverage the knowledge, skill and experience from the counterparts, activities which can utilize the special resources and the geographical features of the counterparts, and so on.

**(4) Validity of Research Plan**

The research activity and the expense for it, including the sharing of research activities with the counterpart research institute, shall be appropriately planned.

**(5) Effectiveness and Continuity of Exchange**

The proposal shall contain activities to enhance sustainable research exchange. The followings are examples.

- (a) Nurturing of the young researchers through research activities.
- (b) Sustainable development of research exchanges initiated by this activity.
- (c) Expanding the international research networks among the researchers including those other than the PI and members of this activity.

**(6) Validity of Exchange Plan**

The research exchange activity and the expense for it shall be appropriately planned.

#### IV-3. Announcement of Decision

Applicants will be notified of the final decision by August 2013 regarding which projects will be funded.

### **V. Responsibilities of PIs After Proposals are Approved**

After the proposal has been approved, PIs and their affiliated institutions will observe the following when carrying out the cooperative research and utilising supported expenses.

#### V-1. Annual Progress Report

##### V-1.1 Annual Progress Report to the Area Advisor

At the end of each fiscal year, the PIs shall promptly develop and submit an integrated progress report to the Area Advisor (the Chair of Review Panel) on the status of joint research.

##### V-1.2 Annual Progress Report to JST

At the end of each fiscal year, the Japanese PI shall promptly submit a progress report on the status of research exchange, and the institution with which the PI is affiliated shall promptly submit a financial report on supported expenses.

##### V-1.3 Annual Progress Report to MOST

At the end of each fiscal year, the Vietnamese PI shall promptly submit a progress report on the status of research exchange, and the institution with which the PI is affiliated shall promptly submit a financial report on supported expenses.

In addition, the Vietnamese PI shall promptly submit progress reports in line with MOST's regulations upon projects implemented under Protocol/MoU/Agreement

with International partners.

#### V-1.4 Annual Progress Report to DOST

At the end of each fiscal year, the Filipino PI shall submit to DOST a regular semi-annual progress report within a month after the first semester of implementation. For multi-year projects, an annual technical report shall be submitted to DOST after each year of implementation.

In addition to the progress report, a financial report, duly noted by the Head of Agency or its duly designated representative and certified by the agency accountant, shall likewise be submitted to DOST within two (2) months after the end of each year of implementation.

#### V-2. Final Report

##### V-2.1 Final Report to the Area Advisor

After completion of the period of joint research, the PIs shall jointly develop and submit an integrated final report to the Area Advisor on the results of joint research within one month.

##### V-2.2 Final Report to JST

After completion of the period of joint research, the Japanese PI shall submit a final report on the results of joint research within one month. The final report shall include a general summary (maximum five A4 pages) compiled jointly by all members of the Japanese research group. If papers describing results of research exchange are presented to academic journals, societies and so on, which is expected by the Parties, please attach copies of such papers separately to the final report.

The institution with which the PI is affiliated shall submit a financial report on supported expenses within the same time frame.

##### V-2.3 Final Report to MOST

After completion of the period of joint research, the Vietnamese PI shall submit a final report on the results of joint research within one month. The final report shall include a general summary (maximum five A4 pages) compiled jointly by all members of the Vietnamese research group. If papers describing results of research exchange are presented to academic journals, societies and so on, which is expected by the Parties, please attach copies of such papers separately to the final report.

The institution with which the PI is affiliated shall submit a financial report on supported expenses within the same time frame.

In addition, the Vietnamese PI shall promptly submit progress reports in line with MOST's regulations regarding projects implemented under Protocol/Agreement/MoU with International partners.

#### V-2.4 Final Report to DOST

Upon completion of the project, the Filipino PI shall submit to DOST a technical terminal report no later than three (3) months after completion. The report shall include a pre-print manuscript and information on patentable inventions, if applicable.

A terminal financial report shall be submitted within three (3) months after project completion. Any balances/savings and income/interest earned shall be reported and reverted to DOST within three (3) months after project completion.

Japanese applicants should contact the following for further information:



Martin Gadsden (Mr.), Emi Kaneko (Ms.), Dr. Takeshi Usami  
Department of International Affairs  
Japan Science and Technology Agency  
Tel. +81(0)3-5214-7375      Fax +81(0)3-5214-7379  
[easiajrp@jst.go.jp](mailto:easiajrp@jst.go.jp)

Vietnamese applicants should contact the following for further information:



Le Thi Viet Lam (Ms.), Hoang Ngan Giang (Ms.)  
Department of International Cooperation.  
Ministry of Science and Technology  
Tel: +84(0)3943-9192, Fax: +84(0)39439987  
Email: [ltvetlam@most.gov.vn](mailto:ltvetlam@most.gov.vn), [hngiang@most.gov.vn](mailto:hngiang@most.gov.vn)

Filipino applicants should contact the following for further information:



Elenita M. Leus  
International Science Relations Officer IV  
International Technology Cooperation Unit  
Department of Science and Technology  
Tel. +632-837-2071  
Email: [ellen@dost.gov.ph](mailto:ellen@dost.gov.ph)

参考（和訳：正本は英文）

国際科学技術共同研究推進事業  
e-ASIA 共同研究プログラム  
日本－ベトナム－フィリピン共同研究  
「感染症」分野  
第2回パイロット公募 **(2013年4月15日午後5時締切)**

## I. 概要

### I-1. 日本－ベトナム－フィリピン研究交流のための新たな枠組

科学技術振興機構（以下、JSTとする）は、ベトナム科学技術省（以下、MOSTとする）及びフィリピン科学技術省（以下、DOSTとする）との覚書に基づいて、JST、MOST及びDOSTと共同支援のための新たな枠組みを構築し、「感染症」をe-ASIA共同研究プログラム（以下、e-ASIA JRPとする）の新規枠組みにて支援する研究分野として設定いたしました。

### I-2. 本公募の目的と研究分野

本公募の目的は、「感染症」分野での日本－ベトナム－フィリピン間の研究交流を強化することにより、この領域における最先端技術の開発及び地域共通課題の解決を目指し、アジア地域における革新的で着実な経済・社会の発展につなげることです。

### I-3. 公募及び応募資格

JST、MOST及びDOSTは感染症分野のうち、以下の疾病の疫学、ワクチン開発、薬剤耐性等の研究に重点を置きます。

- ・ デング熱（早期警戒システムを含む）
- ・ マラリア
- ・ インフルエンザ
- ・ 結核
- ・ レプトスピラ症

日本、ベトナム、フィリピンの研究者は、上述の研究分野における共同研究プ

プロジェクトの提案書を提出していただきます。応募者は、研究費を得るための各国の適格条件を満たす必要があります。産業界からの研究者も、各国の応募条件に従って研究交流に参加することができます。日本側では産業界からの研究者も公募に応募できます。

#### I-4. 支援内容

共同研究プロジェクトを支援します。その中には、研究者の派遣・招聘が含まれます。原則として**JST**は日本側研究者を支援し、**MOST**はベトナム側研究者を支援し、**DOST** はフィリピン側の研究者を支援します。

### II. JST/MOST/DOST による支援

応募件数にもよりますが、今回の公募では1~2課題の採択が見込まれています。

#### II-1. JST

##### II-1.1. 課題の予算規模

予算は活動内容によって異なりますが、3年間(36ヶ月)で総額1,950万円～3,600万円程度(間接経費込)まで申請可能ですが(毎年一定でないご提案も可能です)。本事業予算の関係上、毎年の額については調整させていただきます。間接経費は直接経費の30%を原則として計上することができます。

##### II-1.2. 期間

研究交流開始から正味3年間(36ヶ月)を基本としてご提案下さい。

##### II-1.3. 具体的な支援の内容

支援は、研究基盤が既に整備されていることを前提に、フィリピンとベトナムとの研究交流にかかる追加的な経費を対象としています。

##### II-1.4. 支出費目

今回の公募により支援される研究費は、応募者の研究交流を促すために用いられます。従って、研究費は主に研究交流に用いられることがなっていますが、研究交流に必要な限度において、各国における研究費も一部含まれます。

**(1) 旅費**

旅費等は、原則として研究代表者の所属する大学等の規定を準用してください。

**(2) シンポジウム・セミナー開催費**

**(3) 物品費**

**(4) 人件費、謝金**

博士課程在籍者への謝金又は給与、ポスドクへの給与

**(5) その他**

ソフトウェア作成費、設備の賃貸料（リース又はレンタル料等）、機材運搬費等、上記の費目に該当しない経費です。

**(6) 間接経費**

間接経費は、本事業に係わる一切の執行事務手続きを大学等で実施していくことを前提として、上記(1)～(5)の直接経費総額の30%を原則として計上することができます。なお、間接経費は総予算額の内枠として計上してください。

**(7) 支出できない費目**

以下に示す費目を支出することはできません。

- 1) 建物等施設の建設、不動産取得に関する費用
- 2) 主要機器の調達費用
- 3) 研究交流の期間中に発生した事故・災害の処理のための費用
- 4) その他当該研究交流の実施に関連のない費用

### II-1.5. 応募者と JST との契約

支援の実施にあたり、JSTは大学・公的研究機関・その他（以下「研究機関」といいます）と委託研究契約を締結することを原則としています。

委託研究契約は研究交流期間内で年度毎に締結します。

契約締結に当たっては、本事業にかかわる一切の執行事務手続きを研究機関で実施していただくことを前提にしていますので、研究機関の担当部署とよくご相談ください。

本事業により生じた知的財産権は、契約により産業技術力強化法第19条（日本版バイドール条項）、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第25条を適用し、原則として研究代表者の所属する研究機関に帰属させることができます。

### II-2. MOST

## II-2.1. 課題の予算規模

予算は活動内容によって異なりますが、原則として 3 年（36 ヶ月）総額で 35 万米ドルを上限とします。プログラムの予算が毎年一定でない提案も可能です。

## II-2.2. 期間

研究交流開始から正味 3 年間（36 ヶ月）を基本としてご提案下さい。

## II-2.3. 具体的な支援の内容

支援は、研究基盤が既に整備されていることを前提に、フィリピンと日本との研究交流にかかる追加的な経費を対象としています。

## II-2.4. 支出費目

今回の公募により与えられる研究費は、応募者の研究交流を促すために用いられます。従って、研究費は主に研究交流費に用いられることとなっていますが、研究交流に必要な限度において、各国における研究費も一部含まれます。

全ての予算項目は、MOST が定める規程に従わなければなりません。

## II-2.5. 応募者と MOST との契約

支援の実施にあたり、MOST、PI、PI 所属の研究機関および当該機関の Line Agency 間で委託研究契約を締結することを原則としています。

契約締結に当たっては、本事業にかかる一切の執行事務手続きを研究機関で実施していただくことを前提にしています

知財の取り扱いについては、ベトナムで現在施行されている法律等に従い取り扱われます。

## II-3. DOST

### II-3.1. 課題の予算規模

予算は活動内容によって異なりますが、原則として 3 年（36 ヶ月）総額で 35

万米ドルを上限とします。プログラムの予算が毎年一定でない提案も可能です。

#### II-3.2. 期間

研究交流開始から正味3年間（36ヶ月）を基本としてご提案下さい。

#### II-3.3. 具体的な支援の内容

支援は、研究基盤が既に整備されていることを前提に、ベトナムと日本との研究交流にかかる追加的な経費を対象としています。

#### II-3.4. 支出費目

今回の公募により与えられる研究費は、応募者の研究交流を促すために用いられます。従って、研究費は主に研究交流費に用いられることとなっていますが、研究交流に必要な限度において、各国における研究費も一部含まれます。

予算は、DOST の定める規程に従わなければなりません。

#### II-3.5. 応募者と DOST との契約

DOST からの支援は、DOST とフィリピンの研究機関の間で締結される覚書に従い実施されます。フィリピン側 PI はフィリピンでの活動の責任があります。

知財の取り扱いについては、フィリピンの技術移転法（2009）およびフィリピンで現在施行されている法律等に従い取り扱われます。

#### II-4. 研究者間の契約

具体的な研究交流を実施する際には共同研究契約等を日本とフィリピン、ベトナムの研究機関間で契約をしていただきます。この共同研究契約等には研究に参加する研究者が持ち寄った情報、共同研究の成果、及び知的財産の取り扱いについて、研究機関間及び必要であれば JST、MOST あるいは DOST も含めた当事者間で話し合った結論を盛り込む必要があります。

共同研究契約が締結された場合には JST、MOST、DOST に報告する必要があります。

### III. 申請様式

日本、ベトナム、フィリピンの応募者は、共通の英語版様式をそれぞれJST、MOST、DOSTに提出してください。日本の応募者は研究課題名等と申請の要旨を日本語で提出していただきます。

様式には以下のような内容を記載して下さい。

- a) 日本側、フィリピン側、ベトナム側研究者が、研究交流の中で何を行うのかを明確に示しつつ、どのような協力が行われるかについての記載を含んだ、研究に関する記述
- b) 科学的観点のみならず、産業・社会的観点から期待される成果に関する記述
- c) 研究交流の根幹をなす現在進行中の研究及び日本・フィリピン・ベトナムグループの各自の強み、3グループ間の既存のつながりに関する記述
- d) 能力、技術力、資源の相互補完の方法も含めた、提案課題から期待される付加価値に関する記述。
- e) この提案課題が長期的な観点から日本—フィリピン—ベトナムの研究交流を強化する上で如何に役立つかについての記述
- f) 提案課題により期待される付加的な価値に関する記述
- g) 他の類似活動と比して、提案する研究交流課題が優れている理由

### III -1.申請書類の書式

JST宛て応募する日本側申請者は英語（E）及び日本語（J）の以下の申請書類を用いて下さい。

Form 1J/E	申請概要(研究課題名、研究代表者、研究期間)
Form 2J/E	申請の要旨
Form 3 E	研究代表者情報（経歴（※））
Form 4 E	日本及びフィリピン、ベトナムの研究者一覧
Form 5 E	研究交流の概要—6ページ以内—（他資金からの既存の協力活動への支援状況を含む）
Form 6 E	人的交流計画
Form 7 E	日本側代表研究者の最近5年間の論文他
Form 8 E	ベトナム側代表研究者の最近5年間の論文他
Form 9 E	フィリピン側代表研究者の最近5年間の論文他
Form 10 E	年（度）毎の経費計画

ベトナムMOST宛て応募するベトナム側の研究者は、国際協力に関するプロトコル・覚書・協定により実施される研究プロジェクト用に**MOST**が定めた**Form PL-DX 01**という様式を、上述の**1E**、**2E**、**3E**、**4E**、**5E**、**6E**、**7E**、**8E**、**9E**、**10E**に英語で記述したものと一緒にご提出ください。

フィリピンDOST宛て応募するフィリピン側研究者は、**DOST**により指定されている様式に従い、英語でプロジェクト提案書を準備してください。

(※) 日本一ベトナム一フィリピン3カ国の研究代表者の経歴を記述してください。その中には、学歴、職歴（所属機関と役職）、所属学会を含めてください。なお、各国それぞれA4サイズの1ページ以内でお願いします。

### III-2. 書式への記入

上記 III-1 の書式すべてについて必要事項を記入して下さい。

### III-3. 応募書類の提出

日本側研究者は府省共通研究開発管理システム  
(<http://www.erad.go.jp/index.html>) を通じて、**2013年4月15日17:00**（日本標準時）までに応募をして下さい。

ベトナム側研究者は、**2013年4月15日**までに科学技術省国際協力部へ申請書を提出してください。

フィリピン側研究者は、**2013年4月30日**までに科学技術省研究開発次官事務室へ申請書を提出してください。

## IV. 提案書の評価

### IV-1. 評価手順

各国 1 名の専門家から構成される感染症分野の評価パネルが全ての提案を審査します。

評価結果に基づき、e-ASIA JRP の理事会が採択課題を決定します。

## IV-2. 評価基準

以下の一般的な評価基準を適用します。

### ①事業の趣旨及び対象分野への適合性

提案内容は事業の趣旨および対象分野に合致していること。かつ当該研究の基盤が整備されていること

### ②研究代表者の適格性および現在の研究活動

日本および相手国の研究代表者は、提案課題を推進する上で十分な洞察力又は経験（若手研究代表者の場合、潜在能力）を有しており、当該事業での支援期間中に研究交流を円滑に推進できる基盤を有すること。

### ③研究の有効性及び相乗効果

先導的・独創的であり国際的に高く評価される研究であって、今後の科学技術に大きなインパクトを与えること、または国際的共通課題の解決に貢献すること。または革新的技術シーズの創出に貢献し、新産業の創出への手掛かりが期待できること。

特に、相手国研究者・研究機関の知見・技術・ノウハウの獲得そして活用や、相手国の特徴的な資源および地理的メリットを生かした研究など、相手国研究機関との交流により相乗効果が期待される研究が望ましい。

### ④研究計画の妥当性

提案された研究構想を実現する上で適切な研究計画であり、また研究費計画であること（相手国研究機関との研究分担を含む）。

### ⑤交流の有効性及び継続性

持続的な研究交流・ネットワークの強化のために、以下に例示するような取り組みが提案に含まれていること。

- (a) 人的交流を通じた若手研究者の育成
- (b) 当該事業を端緒とした相手国との研究交流の持続的な発展
- (c) 研究代表者・分担者以外の研究者も含む、相手国と日本のネットワークの拡大

### ⑥交流計画の妥当性

提案された交流構想を実現する上で適切な相手国研究機関との交流計画であ

り、また交流費計画であること。

#### IV-3. 選定の通知

支援プロジェクトの最終決定は2013年8月までに応募者に通知する予定です。

### V. 提案採択後の研究代表者の責務

提案が採択された後、研究代表者と研究代表者の所属する研究機関は共同研究の実施や支援費の使用にあたり、以下を遵守してください。

#### V-1. 進捗報告

研究代表者は毎年度終了後、速やかに研究交流の進捗状況報告を、また研究代表者の所属する研究機関は支援費の経理報告をJST、MOSTまたはDOST、および本プログラムのエリアアドバイザー（評価パネルのチェア）に提出していただきます。ベトナムMOST宛て応募するベトナム側の研究者は、国際協力に関するプロトコル・覚書・協定により実施される研究プロジェクト用にMOSTが定めた進捗報告書を提出してください。

#### V-2. 終了報告

研究代表者は国際研究交流期間が終了した時に期間内に実施した研究交流の終了報告及び経理報告を、速やかにJST、MOSTまたはDOST、および本プログラムのエリアアドバイザーに提出していただきます。

この終了報告には、日本一ベトナム一フィリピン研究グループが共同で作成した全体概要（最大A4 5ページ）を含めてください。

ベトナム側の研究者は、国際協力に関するプロトコル・覚書・協定により実施される研究プロジェクト用にMOSTが定めた進捗報告書を提出してください。

フィリピン側の研究者は、特許性のある発明について報告し、未使用予算等をDOSTに返してください。

なお、研究交流の成果を学会等で外部発表した場合には、終了報告書に発表内容の別刷り等を添付して下さい。

日本側の申請者からのお問合せは、以下にお願いします。

マーティン ガッズデン、金子恵美（カネコエミ）、宇佐見健（ウサミタケシ）  
独立行政法人 科学技術振興機構 国際科学技術部  
Tel: 03-5214-7375, Fax 03-5214-7379  
Email: [easiajrp@jst.go.jp](mailto:easiajrp@jst.go.jp)

ベトナム側の申請者からのお問合せは、以下にお願いします。

ベトナム科学技術省国際協力部  
Le Thi Viet Lam (Ms.), Hoang Ngan Giang (Ms.)  
Department of International Cooperation  
Ministry of Science and Technology  
Tel: +84(0)3943-9192, Fax: +84(0)39439987  
Email: [ltvetlam@most.gov.vn](mailto:ltvetlam@most.gov.vn), [hngiang@most.gov.vn](mailto:hngiang@most.gov.vn)

フィリピン側の申請者からのお問合せは、以下にお願いします。

フィリピン科学技術省国際技術協力ユニット  
Elenita M. Leus  
International Science Relations Officer IV  
International Technology Cooperation Unit  
Department of Science and Technology  
Tel : +632-837-2071  
E-mail: [ellen@dost.gov.ph](mailto:ellen@dost.gov.ph)

別紙
----

## 日本側応募者への応募にあたっての注意事項

本項と併せて本事業ホームページおよび「JST 競争的研究資金制度の統一的注意事項」もご覧ください。

JST 国際科学技術共同研究推進事業(戦略的国際共同研究プログラム)

<http://www.jst.go.jp/inter/cooperation/cooperation.html>

JST 競争的研究資金制度の統一的注意事項

<http://www.jst.go.jp/bosyu/notes.html>

### 1 情報の取り扱いについて

研究提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。提案内容に関する秘密は厳守します。詳しくは、下記ホームページをご参照ください。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15HO059.html>

採択された個々の課題に関する情報(制度名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号)第 5 条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜本事業のホームページにおいて公開します。

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金制度等(※1)の業務においても必要な範囲で利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む)する他、文部科学省が管理運用する府省共通研究開発システム(e-Rad)(※2)を通じ、内閣府の作成する政府研究開発データベース(※3)に、各種の情報を提供することができます。また、これら情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります。e-Rad については本別紙の「15 e-Rad を利用した応募方法」をご参照ください。

※1 平成 24 年 5 月現在 競争的資金制度一覧

食品安全委員会	食品安全影響評価技術研究
総務省	戦略的情報通信研究開発推進制度、戦略的国際連携型研究開発推進事業、デジタル・ディバيد解消に向けた技術等研究開発
情報通信研究機構	新たな通信・放送事業分野開拓のための先進技術型研究開発助成制度
消防庁	消防防災科学技術研究推進制度
文部科学省	科学研究費助成事業(科研費・日本学術振興会)、国家課題対応型研究開発推進事業
科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業、研究成果展開事業、国際科学技術共同研究推進事業
厚生労働省	厚生労働科学研究費補助金
医薬基盤研究所	オーファンドラッグ・オーファンデバイス研究開発振興事業費
農林水産省	新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業
農業・食品産業技術総合研究機構	イノベーション創出基礎的研究推進事業
経済産業省	地域イノベーション創出実証研究補助事業
新エネルギー・産業技術総合開発機構	先導的産業技術創出事業
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	石油・天然ガス開発・利用促進型事業
国土交通省	建設技術研究開発助成制度
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	運輸分野における基礎的研究推進制度
環境省	地球温暖化対策技術開発等事業、環境研究総合推進費

詳しくは <http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukinn24-1.pdf> を参照してください。なお、この一覧とは別に最先端研究開発支援プログラム(1,000 億円)及び最先端・次世代研究開発支援プログラム(500 億円)を、平成 25 年度までの競争的資金事業として実施しています。

※2 「府省共通研究開発システム(e-Rad)」: 各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス(応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等)をオンライン化する府省横断的なシステム。

※3 「政府研究開発データベース」: 国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

## 2 不合理な重複・過度な集中に対する措置

### 2.1 不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題(競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は研究費の削減(以下、「採択の決定の取消し等」という。)を行うことがあります。

- 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ)の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合。
- 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合。
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合。
- その他これに準じる場合。

なお、本事業への申請段階において、他の競争的資金制度等への提案を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業お問い合わせ先(末尾に記載)に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

### 2.2 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ(以下、「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間(※)に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

このため、本事業への提案書類の提出後に、他の競争的資金制度等に申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業お問い合わせ先(末尾に記載)に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

## **2.3 不合理な重複・過度の集中排除のための、提案内容に関する情報提供**

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募(又は採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、e-Radなどを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等においてこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

## **2.4 最先端・次世代研究開発支援プログラムの重複制限**

「最先端・次世代研究開発支援プログラム」に採択され、研究開発を実施する研究者については、平成 23 年度以降、事業期間終了まで、国又は独立行政法人からの他の研究費(研究開発を直接の目的としない事業の資金を除く)の配分を受けることができません。他の研究費に応募することは可能ですが、採択後に当該研究費を受ける場合には、日本学術振興会の承認を得た上で廃止する必要があります。

## **2.5 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況**

科学研究費補助金等、国や独立行政法人が運用する競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合(応募中のものを含む)には、研究提案書の様式に従ってその内容を記載していただきます。これらの情報に関して不実記載があった場合も、研究提案が不採択、採択取り消し又は研究費が減額配分となる場合があります。

## **3 研究費の不正使用および不正受給への対応**

本事業において、研究費を他の用途に使用したり、JST から研究費を支出する際に付した条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて研究費を受給する等、本事業の趣旨に反する研究費の不正な使用等が行われた場合には、当該研究に関して、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることができます。また、研究費の不正な使用等を行った研究者等(共謀した研究者、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者等を含む、(以下同様))に対して、一定期間、本事業への応募及び新たな参加の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

国または独立行政法人が運用する他の競争的資金制度、JST が所掌する競争的資金制度以外の事業のいずれかにおいて、研究費の不正な使用等を行った研究者等については、これら他の競争的資金制度等において応募資格が制限されている期間中、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます。なおここで言う「他の競争的資金制度等」には平成 25 年度に新たに公募を開始する制度及び平成 24 年度以前に終了した制度も対象として含まれます。

本事業において研究費の不正な使用等を行った場合、当該研究者及びそれに共謀した研究者の不正の内容等を、他の競争的資金制度等の担当(独立行政法人を含む)に対して情報

提供を行います。その結果、他の競争的資金制度において申請及び参加が制限される場合があります。

なお、本事業において、この不正使用等を行った研究者等に対しては、不正の程度により、申請及び参加の期間が以下のように制限されます。「申請及び参加」とは、新規課題の提案、公募に応募すること、また共同研究者として新たに研究に参加することを指します。

不正使用及び不正受給に 係る応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間*
	(1)個人の利益を得るための私的流用	10年
1. 不正使用を行った研究 者及びそれに共謀した者	① 社会への影響が大きく、行為 の悪質性も高いと判断されるもの	5年
	② ①及び③以外のもの	2~4年
	③ 社会への影響が小さく、行為 の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段 により研究事業等の対象 課題として採択された者		5年
3. 不正使用に直接関与し ていないが善管注意義務 に違反して使用を行った 研究者		1~2年

\* 研究費の執行停止などを行った日以降で、その日の属する年度及び以下に定める翌年  
度以降1年以上10年以内の期間。

#### 4 研究活動の不正行為に対する措置

研究活動の不正行為(捏造、改ざん、盗用等)への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」(平成18年8月8日科学技術・学術審議会研究活動に関する特別委員会)等に基づき、以下の通りとします。なお、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」については、以下のホームページをご参照ください。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm)

本事業の研究課題に関して、研究活動の不正行為が認められた場合には、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、不正行為が認定された日以降で、その日の属する年度及び以下に定める翌年度以降1年以上10年以内の間、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます。

	不正行為に係る応募制限の対象者	不正行為の程度	応募制限期間
不正行為に関与した者	1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年
	2. 不正行為があつた研究に係る論文等の著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
	3. 1.及び2.を除く不正行為に関与した者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
	上記以外の著者		2～3年
不正行為に関与していないものの、不正行為があつた研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの		2～3年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

国または独立行政法人が運用する他の競争的資金制度、JST が所掌する競争的資金制度以外の事業のいずれかにおいて、研究活動の不正行為等により制限が行われた研究者については、これら他の競争的資金制度等において応募資格が制限されている期間中、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます。なおここで言う「他の競争的資金制度等」には平成 25 年度に新たに公募を開始する制度及び平成 24 年度以前に終了した制度も対象として含まれます。

本事業において、研究活動の不正行為があつたと認定された場合、当該研究者の不正行為の内容を、他の競争的資金制度等の担当(独立行政法人を含む)に対して情報提供を行います。その結果、他の競争的資金制度において申請及び参加が制限される場合があります。

## 5 関係法令など研究を進める上で注意事項

### 5.1 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学

生や外国人研究者が増加する等、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素織維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需用者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の 2 つから成り立っています。

また、研究機材の輸出のみならず、技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受け入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合がありますので、本邦の法律・制度、相手国の法律・制度及び国際ルールを十分に遵守してください。

【参考】「経済産業省」の『安全保障貿易管理』ホームページ

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

【参考】「経済産業省」の安全保障貿易管理ハンドブック(2012 年 第6版)

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

【参考】一般財団法人安全保障貿易情報センター

<http://www.cistec.or.jp/index.html>

【参考】安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドライン(大学・研究機関用)

[http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

## 5.2 生物遺伝資源等利用に伴う各種規制

相手国からの情報や資料、サンプルの持ち帰りについては、相手国の法令も遵守してください。研究計画上、相手国における生物遺伝資源等を利用する場合には、関連条約等

(生物多様性条約、バイオセイフティに関するカルタヘナ議定書)の批准の有無、コンプライアンス状況等について、必ず応募に先立って十分な確認および対応を行ってください。

生物遺伝資源へのアクセス、及び生物多様性条約の詳細については、以下のホームページをご参照ください。

【参考】「財団法人バイオインダストリー協会」ホームページ

<http://www.mabs.jp/index.html>

【参考】「Convention on Biological Diversity」ホームページ : <http://www.cbd.int/>

### 5.3 生命倫理及び安全の確保

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理及び安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守してください。研究者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究については、必ず所定の手続きを行ってください。

各府省が定める法令等の主なものは以下のリンクから見ることができます。

【参考】文部科学省の「生命倫理・安全に対する取組」ホームページ

<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

【参考】厚生労働省の「厚生労働科学研究に関する指針」ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/>

### 5.4 人権及び利益の保護

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

### 5.5 社会的・倫理的配慮

社会・倫理面等の観点から、研究計画上及び実施の過程で、国内外において容認されがたいと認められるものについては、選考の段階で不採択となります。また、採択されたものについても、研究開始後に上述の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取消し又は研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還、及び事実の公表の措置等を取ることがあります。

### 5.6 研究者の安全に対する責任

本事業の共同研究期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、JSTは一切責任を負いません。

### 5.7 研究成果の軍事転用の禁止

本事業の共同研究から生ずる研究成果の軍事転用は、一切禁止します。

### 5.8 関係法令等に違反した場合の措置

研究の実施において、関係法令・指針等に違反した場合には、研究の中止や、研究費の返還を求める場合があります。

## 6 間接経費に係る領収書の保管について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。また、間接経費の配分を受けた各受託機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに指定した書式により JST に報告することが必要となります。

## 7 繰越しについて

当該年度の研究計画に沿った研究推進を原則としますが、JST では単年度会計が研究費の使いにくさを生み、ひいては年度末の予算使い切りによる予算の無駄遣いや不正経理の一因となることを考慮し、研究計画の進捗状況によりやむを得ず生じる繰越しに対応するため、煩雑な承認申請手続きを必要としない簡便な繰越し制度を導入しています。繰越し制度は複数年度契約を締結する大学等を対象とします。

## 8 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定しています。経費の取扱については以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

[http://www.jst.go.jp/inter/cooperation/h23a/keihi\\_toriatsukai\\_kubun.pdf](http://www.jst.go.jp/inter/cooperation/h23a/keihi_toriatsukai_kubun.pdf)

## 9 「国民との科学・技術対話」について

『「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)』(平成 22 年 6 月 19 日)において、「研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った双方向コミュニケーション活動」を「国民との科学・技術対話」と位置づけています。1 件あたり年間 3000 万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」への積極的な取組みが求められています。詳しくは以下をご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

## 10 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」(以下、「チェックリスト」という。)を提出することが必要です。チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。

このため、以下のホームページにある様式および提出方法に基づいて、契約予定日までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、e-Rad を利用してチェックリストが提出されていることが必要です。具体的なチェックリストの提出方法は以下の文部科学省のホームページをご覧ください。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1301688.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm)

なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあっては、早急に手続きをお願いします。(登録には通常 2 週間程度を要しますので十分ご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、上述のホームページと併せ以下のホームページをご覧ください。)

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

ただし、別途の機会にチェックリストを提出しており、研究開始がチェックリストの有効期限(提出した年度の翌年度末)満了前であれば今回新たにチェックリストを提出する必要はありません。逆に、チェックリストが一旦提出された場合でも、期限が満了した場合には研究実施が認められないので、チェックリストの有効期限を確認し、期限満了前に再度提出をするよう、十分ご留意ください。(例: 平成 23 年度の 4 月以降に提出したチェックリストは、平成 23 年度及び平成 24 年度においてのみ有効です。)

チェックリストの提出の後、必要に応じて、文部科学省または JST による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。

## 11 既存の研究施設・設備の有効活用による効果的な研究開発の推進について

文部科学省においては、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成 6 年 6 月 29 日法律第 78 号)、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成 20 年 6 月 11 日法律第 63 号)等に基づき、研究施設・設備の共用や異分野融合のための環境整備を促進しています。

本事業への応募にあたり、研究施設・設備の利用・導入を検討している場合には、本事業における委託研究の効果的推進、既存の施設・設備の有効活用、施設・設備導入の重複排除等の観点から、大学・独立行政法人等が保有し広く開放されている施設・設備や産学官協働のための「場」等を積極的に活用することを検討してください。

## 12 バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

ライフサイエンス分野の本事業実施者は、論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物を、バイオサイエンスデータベースセンター(※)に提供くださるようご協力をお願ひします。提供された複製物は、非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報の提供にもご協力をお願ひすることがあります。

※バイオサイエンスデータベースセンター(<http://biosciencedbc.jp/>)

様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成 23 年 4 月に JST に設置されました。総合科学技術会議統合データベーススクロースにおいて、我が国のライフサイエンス分野のデータベース統合化に関する中核的機能を担うセンターに関する検討がなされ、その検討結果を受けて、平成 18 年度から平成 22 年度にかけて実施された文部科学省「統合データベースプロジェクト」と、平成 13 年度から実施されている JST「バイオインフォマティクス推進センター事業」とを一本化したのです。

バイオサイエンスデータベースセンターでは、関連機関の積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を4つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進します。これによって、我が国におけるライフサイエンス研究の成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス研究全体が活性化されることを目指します。

## 13 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」【平成 23 年度 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会】([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm))を踏まえ、本公募に採択され、公的研究費(競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金)により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取り組みをお願いいたします。

## 14 リサーチアシスタント(RA)の雇用について

第 4 期科学技術基本計画に「国は、優秀な学生が安心して大学院を目指すことができるよう、フェローシップ、TA(ティーチングアシスタント)、RA(リサーチアシスタント)など給付型の経

済支援の充実を図る。これらの取組によって『博士課程(後期)在籍者の 2 割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す。』という第 3 期基本計画における目標の早期達成に努める。』とあります。

この趣旨を踏まえ、本事業では博士課程(後期)在学者を本事業の共同研究の RA として雇用する場合、経済的負担を懸念させることのないよう、給与水準を生活費相当額程度とすることを推奨しています。

#### RA を雇用する際の留意点

- 博士課程(後期)在学者を対象とします。
- 給与単価を年額では 200 万円程度、月額では 17 万円程度とすることを推奨しますので、それを踏まえて研究費に計上してください。ただし、学業そのものや本事業の共同研究以外の研究に関わる活動などに対する人件費充当は目的外(不正)使用と見なされる場合がありますので十分ご留意ください。
- 具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上述の水準以上または以下の支給を制限するものではありません。
- 奨学金や他制度における RA として支給を受けている場合は、当該制度・所属する研究機関にて支障がないことが前提となります。重複受給について JST から制限を設けるものではありません。

### 15 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用した応募方法

応募は府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じて行っていただきます。応募の際は、特に以下の点に注意してください。

#### (i) e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用にあたっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

##### ①研究機関の登録

応募にあたっては、応募時までに e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。

研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

##### ②研究者情報の登録

本制度に応募する際の実施担当者を研究者と称します。研究機関は実施担当者の研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。

ポータルサイトに掲載されている研究機関向け操作マニュアルを参照してください。

#### (ii) e-Radへの応募情報入力

システムへの応募情報入力にあたっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照してください。

- ①電子媒体に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」「BMP」「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者向け操作マニュアルを参照してください。
- ②アップロードできる電子媒体は1ファイルで最大容量は**10MB**です。それを超える容量のファイルは国際科学技術部事業実施担当へ問い合わせてください。
- ③電子媒体の様式は、アップロードを行う前にPDF変換を行う必要があります。PDF変換はログイン後のメニューから行って下さい。また、同じくメニューから変換ソフトをダウンロードし、お使いのパソコンへインストールしてお使いいただくことも出来ます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、研究者向け操作マニュアルを参照してください。
- ④研究機関からの承認が必要な応募課題の情報は、「未処理一覧」画面から確認することができます。
- ⑤提出締切日までにシステムの「応募課題管理」画面の「申請進行ステータス」が「配分機関処理中」となっていない申請は無効となります。正しく操作しているにも関わらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、国際科学技術部事業実施担当まで連絡してください。

#### (iii) その他

応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領を熟読のうえ、注意して記入してください。(応募書類のフォーマットは変更しないでください。)応募書類の差し替えは固くお断りいたします。また、応募書類の返却は致しません。

#### (iv) e-Radの利用可能時間帯

(月～日)0:00～24:00(24時間365日稼働)

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

#### (v) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは国際科学技術部事業実施担当にて受け付けます。府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせは、e-Radヘルプデスクにて受け付けます。戦略的国際科学技術協力推進事業のホームページ及びe-Radのポータルサイト(以下、「ポータルサイト」という。)をよく確認の上、問い合わせてく

ださい。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

制度・事業に関する問い合わせおよび応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	JST国際科学技術共同研究推進事業 (戦略的国際共同研究プログラム) 国際科学技術部 事業実施担当 ガッズデン・金子・宇佐見	<お問い合わせはなるべく電子メールでお願いします(お急ぎの場合を除く)> easajrp@jst.go.jp 03-5214-7375(直通) 03-5214-7379(FAX) 受付時間:10:00~12:00/13:00~17:00 ※土曜日、日曜日、国民の祝日 および年末年始(12月29日~ 1月3日)を除く
e-Radの操作方法に関する問い合わせ	e-Radヘルプデスク	0120-066-877(フリーダイヤル) (受付時間帯) 午前9:00~午後6:00※土曜日、日曜日、祝祭日を除く

- 国際科学技術共同研究推進事業(戦略的国際共同研究プログラム)ホームページ:

<http://www.jst.go.jp/inter/cooperation/cooperation.html>

- e-ASIA 共同研究プログラムホームページ:

<http://www.the-easia.org/jrp/>

- e-Rad ポータルサイト:<http://www.e-rad.go.jp/>

## 16 応募に際してよくある質問

応募に関し、主な Q&A を以下にまとめています。

応募の際に、所属機関の承諾書が必要ですか。	必要ありません。ただし、採択後には、JST と研究者が研究を実施する研究機関との間で研究契約を締結することになりますので、必要に応じて研究機関への事前説明等を行ってください。
年齢等の応募資格の制限はありますか。	年齢制限はございません。
日本側代表研究者は、日本国籍を有する者である必要がありますか。	日本国内の研究機関に所属する研究者であれば、国籍による応募資格の制限はございません。
JST のさきがけ研究者、CREST の研究代表者または主たる共同研究者として採択されている場合でも、本公募に応募することができますか。	本公募へ応募することは可能ですが、採択候補となった場合には、研究費の減額や研究計画の調整などを行う場合がございます。
内閣府の最先端・次世代研究開発支援プログラムで研究を実施している場合でも、本公募に応募することができますか。	「最先端・次世代研究開発支援プログラム研究費の重複受給制限について」(平成 23 年 1 月 28 日 総合科学技術会議次世代プログラム運営会議)に基づき、当事業は最先端・次世代研究開発支援プログラムにおける研究費の重複受給制限に該当します。
戦略的国際科学技術協力推進事業または国際科学技術共同研究推進事業に既に採択されている場合、今回新たに応募することはできますか。	本公募における支援期間が同一の相手国および研究領域で現在支援されている課題の支援期間と重なる場合は応募することはできません。それ以外の場合は応募することは可能ですが、採択候補となった場合には研究費の減額や研究計画の調整を行う場合がございます。

## 17 JST の男女共同参画への取り組みについて

JST では、科学技術分野における男女共同参画を推進しています。

総合科学技術会議は、第 3 期科学技術基本計画において、「女性研究者の活躍促進」について盛り込みました。日本の科学技術の将来は、活躍する人の力にかかるており、多様多才な個々人が意欲と能力を発揮できる環境を形成する必要があります。第 4 期科学技術基本計画では、「自然科学系全体で 25% という第 3 期基本計画における女性研究者の採用割合に関する数値目標を早期に達成するとともに、更に 30% まで高めることを目指し、関連する取組を促進する」としています。

JST では、事業を推進する際の活動理念の 1 つとして、「JST 業務に係わる男女共同参画推進計画を策定し、女性研究者等多様な研究人材が能力を発揮できる環境づくりを率先して進めいくこと」を掲げています。新規課題の募集・審査に際しては、男女共同参画の観点を踏まえて進めています。男女ともに参画し活躍する研究構想のご提案をお待ちしております。

研究者の皆様、男性も女性も積極的にご応募いただければ幸いです。

独立行政法人科学技術振興機構 理事長

中村 道治

### 女性研究者の皆さん、さらなる飛躍に向けて、この機会に応募してみましょう

日本における研究者に占める女性の割合は、現在 13.8%（平成 22 年度末現在。平成 23 年科学技術研究調査報告（総務省）より）といわれています。上昇傾向にはあるものの、まだまだ国際的にはとても低い数字です。女性研究者が少ない理由としては、出産・育児・介護で研究の継続が難しいことや、女性を採用する受け入れ体制が整備されていないこと、自然科学系の女子学生が少なく女性の専攻学科に偏りがあることなどがあげられています。

これらの課題に対しては、国としても様々な取り組みが行われていますし、同時に、女性自身、そして社会全体の意識改革も必要でしょう。「もうこのくらいで良い」とあきらめたりせず、少しずつでもよいかからステップアップしていくよう、チャレンジを継続していくって欲しいと思います。

JST では、研究者の皆さんから研究提案を募ることで事業を推進しています。そこで、女性研究者の皆さんにも、まず研究提案を応募することから飛躍への第一歩をつかんでもらいたいと思います。JST では、研究提案数が増えれば、採択数の増加が促され、それが女性研究者全員の研究機会の拡大にもつながっていくものと考えています（※）。

この機会に JST の事業に参加することで自らの研究アイデアを発展させ、研究者として輝き、後に続く後輩達を勇気づけるロールモデルとなっていっていただければ、と願っています。

独立行政法人科学技術振興機構男女共同参画主監

小館 香椎子（日本女子大学名誉教授）

JST では、研究とライフイベント（出産・育児・介護）との両立支援策を実施しています。また、理系女性のロールモデルを公開しています。

詳しくは JST 男女共同参画ホームページ（<http://www.jst.go.jp/gender/>）をご覧ください。

※JST の公募事業全体における女性研究者の比率は応募 6.7% に対し採択 6.7% です。採択率は応募率の変動にリンクしている傾向があります。（平成 23 年度公募実績（平成 23 年 12 月現在））